**身体的拘束等の適正化のための指針**

〇〇〇〇（事業所名）

１　事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

「身体的拘束等」とは、介護保険法に基づいた運営基準上、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、入所者（利用者）の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、原則として禁止されている。

身体的拘束等は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いため、身体的拘束等の適正化を推進するものとする。

２　身体的拘束の定義

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」である。

身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為には、次のような行為が挙げられている。しかし、これらは、あくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要である。

|  |
| --- |
| ・徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。・自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。 |

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）より抜粋

３　身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

（１）身体的拘束等適正化検討委員会

身体的拘束等の適正化のための対策を検討するため、身体的拘束等適正化検討委員会を設置する。

（２）身体的拘束等適正化検討委員会の構成メンバー

身体的拘束等適正化検討委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成する。

（３）身体的拘束等適正化検討委員会の開催

　　身体的拘束等適正化検討委員会を３月に１回以上開催し、その結果について事業所職員等の周知徹底を図る。

（４）身体的拘束等適正化検討委員会の検討事項

　　身体的拘束等適正化検討委員会は、次のような事項について検討することとする。

ア　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ　事業所職員等は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。

ウ　イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

オ　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

カ　（身体拘束を行っている入居者がいる場合や身体拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合）切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件の確認と解除の是非等

キ　（緊急やむを得ず身体拘束が必要であるという判断をした場合）本人、家族、関係者、関係機関との意見調整の進め方、身体拘束開始日・解除予定日等

４　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

（１）身体的拘束等の適正化のための職員研修を定期的（年２回以上）に実施する。

（２）新規採用時に身体的拘束等の適正化のための職員研修を実施する。

５　事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

　緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や入居者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、身体的拘束等適正化検討委員会へ報告する。

６　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、その具体的な内容について記録すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 切迫性 | 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと | ・「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。 |
| 非代替性 | 身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと | ・「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを、組織で確認する必要がある。・拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。・身体拘束を行わない方法について事前に研修等で検討したり、外部の有識者等からの助言を得たりすることも有用である。代替方法を考えるスキルを事業所全体で高めあうことが重要となる。・介護に関する専門的知識を有していないことが多い家族が介護を担うことが多い在宅においては、専門職であれば可能な代替方法であっても家族には実施できない場合があることに留意したうえで、家族でも可能な代替方法について提案または助言することが重要となる。また、家族による介護の限界にも留意し、状況に応じて、介護サービスの追加または変更について提案または助言することも必要である。 |
| 一時性 | 身体的拘束が一時的なものであること | ・「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。 |

７　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。

８　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な事項

身体的拘束等の適正化の推進を適切に実施するための担当者を置く。

附則

この指針は，令和○年〇〇月〇〇日より施行する。